

国立大学法人宮崎大学農学部と国立研究開発法人 森林研究・整備機構  
森林総合研究所九州支所との連携に関する協定書

国立大学法人宮崎大学農学部（以下「甲」という。）と国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所九州支所（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、森林、林業、木材産業に関する研究分野において相互に連携・協力し、それぞれの資源を有効に活用した研究・技術開発の推進を通して、地域の森林の適正な管理や林業・木材産業の発展ならびにこれを担う人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携内容等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1)共同研究に関すること
- (2)研究者（教員を含む）及び学生の派遣・交流に関すること
- (3)学術研究資料等の情報提供に関すること
- (4)その他、本協定の目的の達成に有益な事項に関すること

2 甲及び乙、前項各号における具体的な内容について、双方の既定の制度を適用するものとし、相互別途協議のうえ定めるものとする。

（担当部署）

第3条 甲及び乙は、連携の企画立案及び連絡調整等に係る担当部署を定めるものとする。

（協定内容の変更又は中止）

第4条 甲及び乙は、本協定の内容を変更する必要があるとき、又はやむを得ない事由により本協定の継続が困難となったときは、相互協議のうえ、本協定の内容の変更し、又は本協定を中止することができる。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から5年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携事項の実施において相手方から入手した情報をまた本協定の目的外に利用してはならない。

2 甲及び乙は、相手方から入手した情報を相手方の事前の承諾を得ずに第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

（成果の公表）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく連携事項の実施において得られた成果を公表しようとするときは、事前に相手方と協議しなければならない。

（その他）

第8条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項、その他本協定の実施に関して疑義が生じた場合には、相互に誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙各自1通を保有するものとする。

令和6年3月26日

（甲）

宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地  
国立大学法人 宮崎大学 農学部

学部長

署名

國武久登

（乙）

熊本県熊本市中央区黒髪4丁目11番地16  
国立研究開発法人 森林研究・整備機構  
森林総合研究所 九州支所

支所長

署名

塔村真一郎